

令和3年1月19日

厚生保健委員会

健康福祉部健康増進課

新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る予算流用について

1 目的

新型コロナウイルスワクチン接種の実施体制の整備を行い、市民に対して予防接種を実施することにより、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。

2 背景

- 令和2年12月9日に「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律」が公布・施行され、予防接種法上の臨時接種に特例を設け、実施主体を市町村とし接種費用は全額国が負担することとしている。
- 国は令和3年前半までに全国民に提供できるワクチンを確保するとしているが、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、優先接種者として2月末に医療従事者、3月末に高齢者が予定されている。

3 事業内容

対象者への接種券及び予診票等印刷業務
コールセンター設置、予約システム構築等業務

4 流用額 583,259 千円

(単位：千円)

事業名	現計予算	予算残額	流用額
母子予防接種事業	1,758,078	1,466,448	▲291,630
がん検診等事業	1,329,473	1,037,844	▲291,629
新型コロナウイルスワクチン接種事業	0	583,259	583,259

5 流用について

市民に対する接種体制を速やかに構築するため流用するもの。

なお、流用した金額は、2月議会の補正予算議決後、流用戻しを実施する。